パブリックコメント募集案件公表書 【案件名:つくば市障害者による情報の取得及び 利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)】

令和7年(2025年) 2月 つくば市福祉部障害者地域支援室

案件名	つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の 促進に関する条例(案)
募集期間	令和7年(2025年)2月10日 ~ 令和7年(2025年)3月12日
担当課	福祉部障害者地域支援室
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)2211

■ 意見募集の趣旨

本市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場であらゆる分野に参画することで、誰もが自分らしく生きるまちを目指しています。そのためには、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の選択の機会が確保され、それらが円滑かつ十分に行われることが重要です。この促進に取り組み、本市が目指すまちを実現するため、「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定します。

また、本条例の制定にあたり、市民の皆様の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

つきましては、本条例案を公表しますので、ご意見をお寄せください。

■ 資料

- · つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)
- ・ つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関す る条例(案)概要

■ 提出方法

○ 直接持参

- •福祉部障害者地域支援室(2階)
- 各窓口センター
- ・各地域交流センター
- ・つくば市民センター

※施設閉庁日を除く。

○ 郵便 〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市福祉部障害者地域支援室

- ファクシミリ 029-868-7544
- 電子メール wef023@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス
- ※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。 提出された意見を十分考慮した上で、つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の最終決定を行います。
- ・提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。)については、公表しません。
- ・提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答 するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対 する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

- 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所
 - 公表時期 令和7年(2025年)6月頃を予定しています。
 - 公表場所 市ホームページ、福祉部障害者地域支援室、 情報コーナー(庁舎1階)、 各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を ここに公布する。

令和 年 月 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市条例第 号

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条 例(案)

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得や利用、意思の疎通は欠かせないものであるが、障害者にとってはこれらが困難であることにより、不安や不便さを感じる場面がある。また、障害の特性によって生じる障壁だけでなく、障害の特性が周囲に認識されず、障害者に対して適切な配慮がなされない場面もあり、障害者が日常生活や社会生活を営む上で、社会における事物、制度、慣行、観念等の障壁により、活動に参加しにくい状況がある。

つくば市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

これを実現するためには、障害者にとって可能な限り、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段についての選択の機会が確保されるとともに、必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

このような考え方に立って、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の 促進に取り組むことで、全ての人が相互に尊重し合い、誰もが自分らしく生きるま ちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的に実施する施策を定めることにより、もって全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。
 - (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
 - (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。 (基本理念)
- 第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能 な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるように すること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力し、 基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分 に行われることの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項の規定に基づく配慮を行 わなければならないものとし、かつ、市が実施する施策に協力するよう努めなけ ればならない。

(施策の実施)

- 第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、市が別に定める計画との整合 性を図りつつ、総合的に次に掲げる施策を実施するものとする。
 - (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策
 - (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の普及及び啓発 に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策 附 則

この条例は、公布の日から施行する。